

建設工事快適職場推進計画認定申請書

年 月 日

() 労働局長 殿

事業場の名称

〒

所在地

事業者職氏名

印

快適な職場環境の形成について、以下の計画のとおり行うこととしたので、労働安全衛生規則第61条の3に基づく都道府県労働局長の認定を申請します。

事業場の概要

事業の種類			
労働保険番号	- - - - -		
工事の概要			
工期	年 月 日	~	年 月 日
元方事業者の使用する1日当たりの平均労働者数	人		
関係請負人の事業場数	事業場	関係請負人の使用する1日あたりの平均労働者数(予定数)	人
主たる事務所の所在地	電話		()

快適職場推進計画の内容等

1 快適職場推進計画の内容(別紙に記載してください。)

2 計画の期間

年 月 ~ 年 月

3 安全衛生協議等での審議

この計画の策定に当たっての、安全衛生協議会等での審議の有無

- | | | | |
|----------------|---|---|---|
| ・安全衛生協議会等での審議 | 有 | ・ | 無 |
| ・関係請負人からの意見の聴取 | 有 | ・ | 無 |

4 快適な職場環境の形成を推進するための体制

担当者職名

担当者氏名

担当者連絡先 TEL ()
FAX ()

事業場の安全衛生管理体制

(次の1～5の事項については、該当の項目に職名若しくは人数を記入するか、又は該当の項目を「選択して下さい。また、法的に選任及び設置義務のない場合は「該当なし」を「選択して下さい。」)

- 1 総括完全衛生管理者
選任あり（職名）) 選任なし 該当なし
- 2 元方安全衛生管理者
選任あり（職名）) 選任なし 該当なし
- 3 店舗安全衛生管理者
選任あり（職名）) 選任なし 該当なし
- 4 安全衛生協議会
安全衛生協議会の設置 有・無・ 該当なし

5 作業主任者

作業主任者を選任するべき次の危険有害作業（労働衛生法施行令第6条に定める作業）について「該当の有無」欄の有無を「選択するとともに、該当する作業がある場合（予定を含む。）は、作業主任者の選任の有無を「選択してください。」なお、工程の関係により、後日作業主任者を選任する予定の場合には、予定を「選択してください。」

作業主任者を選任すべき作業 (労働安全衛生法施行令第6条に定める作業)	該当の 有・無	作業主任者の 選任
1 高圧室内作業	有・無	有・無・ 予定
2 コンクリート破碎機による破碎作業	有・無	有・無・ 予定
3 土止め支保工の取付け・取りはずし作業	有・無	有・無・ 予定
4 ずい道等の掘削・ずり積み・支保工組立て・ロックボルトの取付け・コンクリート等吹付け作業	有・無	有・無・ 予定
5 ずい道等の覆工の作業	有・無	有・無・ 予定
6 型わく支保工の組立て・解体作業	有・無	有・無・ 予定
7 足場の組立て・解体・変更の作業	有・無	有・無・ 予定
8 建築物等の鉄骨の組立て・解体・変更の作業	有・無	有・無・ 予定
9 鋼橋の架設・解体・変更の作業	有・無	有・無・ 予定
10 木造建築物の構造部材の組立て又は屋根下地・外壁下地の取付け作業	有・無	有・無・ 予定
11 コンクリート工作物の解体・破壊の作業	有・無	有・無・ 予定
12 コンクリート橋の架設・変更の作業	有・無	有・無・ 予定
13 酸素欠乏危険場所における作業	有・無	有・無・ 予定
14 有機溶剤の製造・取扱い作業	有・無	有・無・ 予定
15 その他労働安全衛生法施行令第6条に規定する作業 作業の概要		
	有・無	有・無・ 予定

労働災害の発生状況等（公共交通機関利用中に発生した災害等、明らかに安全衛生管理と希薄なものも含めて記入して下さい。）

1 工事開始以降申請時までの死亡災害、重大災害（被災者数が3人以上の労働災害をいう。）重度の障害が残る労働災害（労働基準法施行規則別表第2の身体障害等級表の第7級以上の障害を伴う労働災害をいう。）及びその発生状況

死亡災害の発生 有・無
重大災害の発生 有・無
重度の障害が残る労働災害 有・無

発生年月日	発生状況
年月日	

（労働災害の発生状況については労働者死傷病報告の写しを添付した場合は、記入の必要が有りません。）

2 工事開始以降申請時までの休業4日以上の労働災害（死亡災害、重大災害、重度の障害が残る労働災害を除く。）の発生状況及び再発防止対策

休業4日以上の労働災害の発生 有・無

発生年月日	発生状況	再発防止対策の概要
年月日		

（労働災害の発生状況については労働者死傷病報告の写しを添付した場合は、記入の必要が有りません。）

快適職場推進計画の内容

対象となる場所	現状(課題)	快適化のための措置	指針の項目	およその実施時期
				年月

- (備考) 1.「指針の項目」の欄には、「快適職場指針」の第2に掲げる事項を記入して下さい。
 2.「およその実施時期」の欄には、快適化のための措置に着手するおよその時期を記入してください。
 3.本紙に記入できない場合は続紙を使用してください。